

令和7年度第1回福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会会議

日時：令和7年6月18日（水）15時

場所：福岡市総合図書館3階 第2会議室

〈 次 第 〉

1. 開会
2. 委員紹介、事務局職員紹介
3. 委員長の選出
4. 議題
 - (1) 募集要項案について
 - (2) 選定基準案について
5. 閉会

〈 配 布 資 料 〉

1. 資料
 - (1) 福岡市総合図書館指定管理者募集要項（案）
 - (2) 福岡市東図書館指定管理者募集要項（案）
 - (3) 福岡市早良南図書館指定管理者募集要項（案）
 - (4) 福岡市総合図書館指定管理者選定基準（案）
 - (5) 福岡市東図書館・早良南図書館指定管理者選定基準（案）

※会議終了後、資料は回収させていただきます。

委員の皆様には後日確定版を郵送させていただきます。

2. 参考資料
 - (1) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会 委員名簿
 - (2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
 - (3) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会傍聴要綱
 - (4) 総合図書館に係る指定管理者制度について
 - (5) 選定・評価委員会について
 - (6) 指定管理者募集の概要
 - (7) 選定スケジュール

福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会
委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等
しばた ひさし 柴田 久	福岡大学工学部 教授
たけいし せいじ 武石 誠司	一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会 理事
みやがわ ゆ き 宮川 有希	福岡市市民局男女共同参画部長
やざき み か 矢崎 美香	九州女子大学人間科学部 元准教授
やひろ り え 八尋 理恵	福岡おはなしの会 運営委員

任期：令和 7 年 6 月 10 日 ～ 令和 12 年 6 月 9 日

福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。

2 委員会は、次の事項について意見聴取を行う。

- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。

3 その他教育長が委嘱する事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以下の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他教育長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に専門的事項に関し知識を有する者の出席を求めることができる。

(会議の公開、非公開)

第7条 委員会の会議の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号、同項第4号及び第2項第2号に規定する事項に関する会議については、公開とする。
- (2) 第2条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議については、公開とする。
ただし、その会議の内容が、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。
- (3) 第2条第1項第3号、同項第5号及び第2項第1号に関する会議については、非公開とする。

2 委員会の会議を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。

- 3 第2条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議について、非公開とする場合は、委員会の会議の冒頭において決定するものとする。この場合において、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 公開による委員会の会議は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 5 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、委員長が定める。
- 6 委員会は、指定管理者の選定及び評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。
- 7 選定の過程及び評価の過程については、会議終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

（守秘義務）

第8条 会議を非公開で行う場合は、委員及び事務局員その他委員会の会議に出席した者は、委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（任期）

第9条 委員の任期は5年とする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、教育委員会総合図書館運営課において行う。

（委任）

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会傍聴要綱

(傍聴の手続)

- 第1条 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の15分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員もしくは減員することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(入場の制限)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

- 第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと

(撮影及び録音)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

- 第5条 傍聴人は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年6月27日から施行する。

総合図書館に係る指定管理者制度について

1. 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、経費削減のみならず住民サービスの向上も実現することを目的とした制度です。

【参考】 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、法人その他の団体で本市が指定する団体（指定管理者）に、公の施設の管理を行わせることができる。

2. 総合図書館に係る指定管理者の業務

指定管理者制度では施設の管理運営で直営と指定管理者制度を組み合わせで行うことが可能です。

総合図書館では、施設の管理に関する部分のみを指定管理者が行い、運営（図書サービス等）に関する部分は直営で行います。

東図書館と早良南図書館では、運営業務の一部を指定管理者が行います。なお、各分館のある東市民センター「なみきスクエア」と早良南地域交流センター「ともてらす早良」の施設管理業務は、市民局が別途選定した指定管理者が行います。）

3. 指定管理者の導入

（１） 総合図書館

平成 28 年度より指定管理者制度を導入。

現指定管理者：よかたい図書館共同事業体（平成 28～令和 2 年度、令和 3～7 年度）

（２） 東図書館

平成 28 年度より指定管理者制度を導入。

現指定管理者：福岡市東図書館管理運営共同企業体（平成 28～令和 2 年度、令和 3～7 年度）

（３） 早良南図書館

令和 3 年 11 月の開館と同時に指定管理者制度を導入。

現指定管理者：株式会社図書館流通センター（令和 3 年 11 月～令和 7 年度）

4. 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 福岡市総合図書館

① 休館日等

休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日） 月の末日（土・日・月・休日の場合は直後の土・日・月・休日でない日） 年末年始（12月28日～1月4日） 図書整理期間
開館時間	火曜日～土曜日 午前10時～午後8時 日曜日・休日 午前10時～午後7時

② 指定管理者業務の範囲

運営業務	管理業務
【直営】 図書サービス業務（選書、図書整理、排架、貸出、返却、レファレンス等）※一部業務委託 図書資料、映像資料等を活用した調査研究、普及事業 学校図書館や地域読書活動への支援 総合図書館新ビジョンの推進 等	【指定管理】 建物・施設附帯設備管理全般（設備保守・点検、警備、清掃等。駐車場を含む。） 会議室等の使用許可、使用料徴収 施設案内 等
	【直営】 長期保全計画に基づく施設設備更新工事 図書館ホームページおよび図書館システムの管理・運用

(2) 福岡市東図書館、福岡市早良南図書館

① 休館日等

休館日	毎月最終月曜日（最終月曜日が休日の場合は直後の休日でない日） 年末年始（12月28日～1月3日） 図書整理期間
開館時間	午前9時～午後8時

② 指定管理者業務の範囲

	運営業務	管理業務
施設全体	【指定管理（市民局）】 施設利用許可、使用料徴収 等（一部直営） 建物管理、設備保守点検、警備、清掃等	
図書館分館	【指定管理】 図書サービス業務（図書整理、排架、貸出、返却、レファレンス、利用案内 等） 読書普及事業	
	【直営】 図書資料の収集・保存	

選定・評価委員会について

1. 選定・評価委員会の設置

福岡市教育委員会では、総合図書館、東図書館および早良南図書館の指定管理者の候補者を選定するとともに、指定管理業務の実施状況を点検評価するため、「福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会」（以下「選定・評価委員会」という。）を設置します。

【参考】福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する要綱第9条第3項

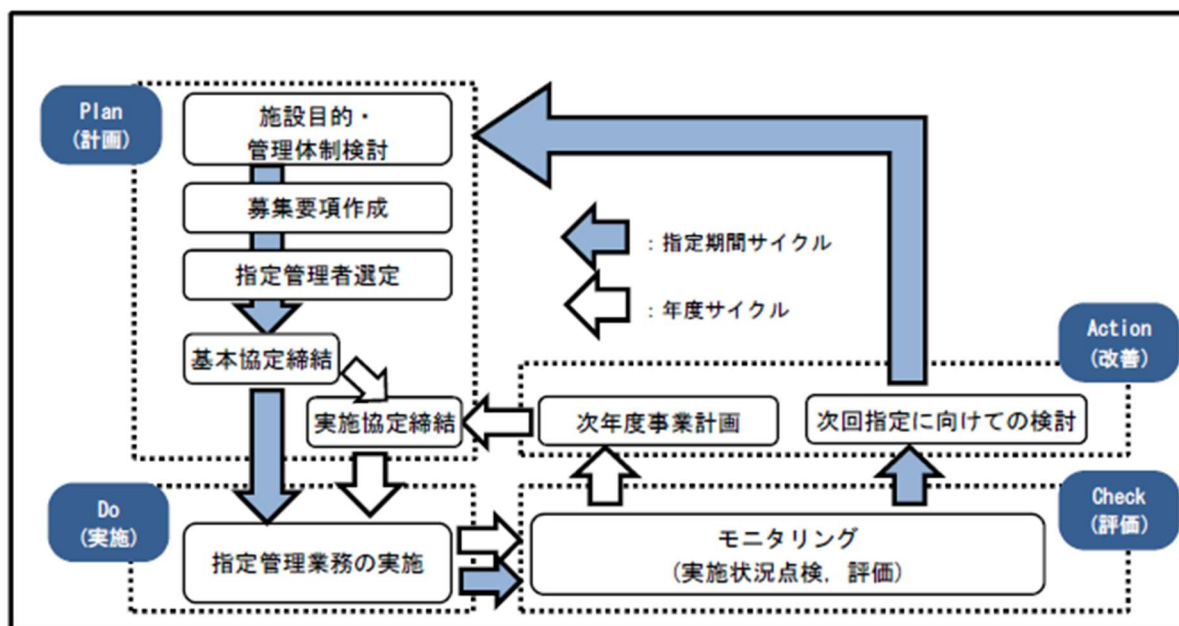
施設所管局は、指定管理者を公募する場合は、その候補者の選定等の参考となる意見を収集するための機関（選定委員会）を設定するものとする。

2. 選定・評価委員会の役割

選定・評価委員会の役割は大きく分けて以下の3点あります。

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、募集要項や審査基準の検討を行う。
- ② 応募団体から提出される書類（提案書等）について、書類審査やヒアリングで詳細な内容を把握し、教育委員会が次期指定管理者を選定するうえで参考となる意見を述べる。
- ③ 指定管理者に対する市の評価が適切に行われているかを確認し、意見を述べる。

【参考】指定管理者の選定・評価のサイクル



3. 応募書類の審査

指定管理者候補者の選定は、選定・評価委員会での評価点の合計、高得点をつけた委員の割合、委員の個別意見等を総合的に勘案して、教育委員会が行います。

選定・評価委員会は、教育委員会が最終決定をするにあたり、その参考とするための意見をいただく場であるため、多数決等で「委員会としての最終結論」を出すことはありません。

4. 会議の公開・非公開

応募者による提案発表および提案審査を内容とする選定・評価委員会については非公開とします。会議を非公開で行う場合は、委員は知り得た情報についての守秘義務があります。

(1) 第1回会議・・・一部公開

- ① 募集要項案について（公開）
- ② 選定基準案について（非公開）

※選定基準案については、会議を公開することにより適正な選定に支障が生じるため非公開とします。

(2) 第2回会議・・・一部公開

- ① 現指定管理者の令和6年度事業報告ヒアリング（公開）
- ② 令和6年度評価に関すること（非公開）

※各指定管理者の管理運営業務に対する評価については、会議を公開することにより、適正な評価に支障が生じるため非公開とします。

(3) 第3回・第4回会議・・・非公開

- ① 応募者のヒアリング（非公開）
- ② 候補者の選定に関すること（非公開）

※応募者による施設の管理運営の事業計画（ノウハウ等を含む）及び経営状況を対象とした協議を行うため、公開することにより応募者の権利、競争上の地位に不利益が生じるおそれがあるため非公開とします。

5. 応募者との利害関係

応募者との利害関係人と判断される委員は、選定・評価委員会の会議に出席することができません。応募者が確定した段階で、利害関係人の定義に該当しないかどうかを確認の上、誓約書にご署名いただきます。

また、応募者が委員に対し不正な働きかけを行った場合は、当該応募者は指定管理者候補者となる資格を失います。

【参考】 応募者と利害関係人の定義

-
- ① 審査を受ける団体（＝応募者）に現在所属しているか若しくは直近の5年間に於いて所属したことがある選定委員
 - ② 審査を受ける団体の役員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる選定委員
 - ③ 審査を受ける団体が提案する業務の中で、役割分担または共同作業を行うこととなっている団体に現在所属しているか若しくは直近の5年間に於いて所属したことがある選定委員
 - ④ 審査を受ける団体と直近の1年間に於いて毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある選定委員
 - ⑤ 審査を受ける団体と直近の1年間に於いて毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある者の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる選定委員
 - ⑥ 審査を受ける団体と直近の1年間に於いて毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある団体

- に現在所属しているか若しくは直近の 3 年間に於いて所属したことのある選定委員
- ⑦ 審査を受ける団体が提案する業務と直接的な競争関係にある選定委員
 - ⑧ 審査を受ける団体が提案する業務と直接的な競争関係にある者の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる選定委員
 - ⑨ 審査を受ける団体が提案する業務と直接的な競争関係にある団体に現在所属しているか若しくは直近の 3 年間に於いて所属したことがある選定委員
 - ⑩ 審査を受ける団体に債務のある選定委員
 - ⑪ その他事務局が利害関係人と判断した選定委員
-

指定管理者募集の概要

	福岡市総合図書館	福岡市東図書館	福岡市早良南図書館
施設概要			
所在地	福岡市早良区百道浜3丁目7番1号	福岡市東区千早4丁目21番45号 東市民センター(なみきスクエア)1階	福岡市早良区四箇田団地9番1号 早良南地域交流センター(ともてらす早良)1階
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上5階建 駐車場129台分、駐輪場450台分	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上2階建(一部4階建) ※なみきスクエアの規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上4階建 ※ともてらす早良の規模
施設面積	敷地面積 19,818㎡ 施設面積 24,120㎡	施設面積 753㎡	施設面積 665㎡
施設の特徴	蔵書(図書資料)約130万冊を収蔵。 図書資料部門、文書資料部門、映像資料部門の3部門で構成され、映像ホール、ミニシアターなどを併設。	平成28年6月移転開館。蔵書(図書資料)約76,000冊を収蔵。 なみきスクエア1階南東角に位置し、JR千早駅側・千早並木広場に面する。	令和3年11月開館。蔵書(図書資料)約62,000冊を収蔵。 ともてらす早良1階南(早良体育館側)に配置。
利用状況(令和5年度)	入館者数 約629千人	入館者数 約388千人 貸出冊数 約523千冊	入館者数 約185千人 貸出冊数 約358千冊
休館日	毎週月曜日(その日が休日にあたるときは、その日後において最初の休日でない日) 毎月末日(その日が土・日・月・休日にあたるときはその日後において最初の土・日・月・休日でない日) 年末年始(12月28日から1月4日まで) 図書資料等特別整理期間(1年につき14日を超えない範囲)	毎月最終月曜日(その日が休日にあたるときは、その日後において最初の休日でない日) 年末年始(12月28日から1月3日まで) 図書資料特別整理期間(1年につき14日を超えない範囲)	
開館時間	平日・土曜日 午前10時から午後8時まで 日曜日・休日 午前10時から午後7時まで	午前9時から午後8時まで	
募集概要			
指定管理期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 【総合:募集要項p3 東・早良南:募集要項p4】		
指定管理料の上限額(R8年度) ※議会の議決により変動する場合あり	191, 358, 000円【募集要項p17】	66, 457, 000円【募集要項p19】	61, 222, 000円【募集要項p19】
指定管理者の応募資格	福岡市内に事業所を置く法人その他の団体、又は複数の団体により構成される共同事業体 【総合:募集要項p5 東・早良南:募集要項p6】		
選定手続き(共通スケジュール)	資料7「選定スケジュール」のとおりに【総合:募集要項p4 東・早良南:募集要項p5】		
業務範囲	・建物管理全般(設備保守・点検、警備、清掃)【募集要項p13、特記仕様書(※1)】 ・会議室等の利用許可、駐車場管理、使用料等の徴収【募集要項p13、特記仕様書p18】 ・施設利用案内、地域の情報発信【募集要項p13】 ・指定管理者企画事業【募集要項p14】 ※自動販売機の設置等の行政財産目的外利用については、指定管理者に対して認める。 【募集要項p14】 ※図書サービス等の運営業務は直営で実施。【募集要項p13】	・図書サービス業務(貸出、返却、排架、図書整理、レファレンス、利用案内等)【東・早良南:募集要項p15、別紙2 管理・運営仕様書及び業務一覧p9～13】 ・読書普及事業【東・早良南:募集要項p15、別紙2 管理・運営仕様書及び業務一覧p11】	
前回選定時からの主な変更点			
公募手続きに関すること	・インセンティブ・ペナルティの反映【募集要項p12】 ・苦情申し立てについて明記【募集要項p8】	・インセンティブ・ペナルティを導入【東・早良南:募集要項p23】 ・苦情申し立てについて明記【東・早良南:募集要項p9】	
指定管理者の業務に関すること	・駐車場管理を指定管理業務に追加【特記仕様書p60】		

※1… 募集要項 別紙2「管理・運営仕様書及び業務一覧」特記仕様書

選定スケジュール

令和7年 6月18日（水）15時～	第1回指定管理者選定・評価委員会 ・募集要項案について ・選定基準案について
6月26日（木）	公募の告示（市公報掲載）
6月26日（木）10時 ～8月20日（水）17時	募集要項の配布
7月9日（水）	募集説明会（総合：14時～、東・早良南：16時～）
7月15日（火）10時 ～7月23日（水）12時	募集要項に関する質問受付
7月23日（水）15時～	第2回指定管理者選定・評価委員会 ・現指定管理者の令和6年度評価
7月29日（火）	募集要項に関する質問の回答
7月30日（水）10時 ～8月20日（水）17時	応募書類の受付
8月22日（金）（予定）	選定委員への応募書類の事前配布
9月2日（火）10時～	第3回指定管理者選定・評価委員会 ・指定管理者候補者の選定（事業者ヒアリング・意見交換）
9月10日（水）13時～	第4回指定管理者選定・評価委員会 ・指定管理者候補者の選定（事業者ヒアリング・意見交換）
9月下旬（予定）	指定管理者候補者の決定及び公表
11月（予定）	指定管理者候補者との仮協定の締結
12月	福岡市議会12月議会に指定管理者指定議案を提出
令和8年 1月（予定）	（12月議会で議案可決の場合） 指定管理者の指定
2月（予定）	指定管理者との基本協定締結
4月1日（水）	指定管理業務開始